

特定調達契約及び中小企業者参加奨励契約に関する高松市病院局期間入札試行要領の特例に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、病院局の締結する契約のうち、特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用されるものをいう。）及び中小企業者参加奨励契約（同令第5条第2項各号のいずれにも該当するとして欧州連合等の供給者の入札参加を認めないこととするものをいう。）に関し、高松市病院事業会計規程（平成23年高松市病院局管理規程第34号）第72条において準用する特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則（令和元年高松市規則第12号）によるほか、高松市病院局期間入札試行要領（令和3年1月1日施行。以下「試行要領」という。）の特例を設けるものとする。

(期間入札の実施において適用を受ける法令等)

第2条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、特定調達契約又は中小企業者参加奨励契約につき一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、試行要領を適用し期間入札を行おうとするときは、試行要領第1条の規定の適用については、同条中「その他関係規程」とあるのは、「高松市病院事業会計規程（平成23年高松市病院局管理規程第34号）第72条において準用する特定調達契約に関する高松市契約規則の特例等に関する規則（令和元年高松市規則第12号。以下「特例契約規則」という。）その他関係規程」とする。

(期間入札における入札書の提出)

第3条 特定調達契約につき一般競争入札により契約を締結しようとする場合における試行要領第2条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる方法」とあるのは、「次に掲げる方法（日本国外から提出する場合にあっては、使者を立てる等の措置を講じること。）」とする。

(公告等)

第4条 特定調達契約につき期間入札により契約を締結しようとする場合における試行要領第5条第1項の規定の適用については、「契約規則第6条第1項」

とあるのは、「特例契約規則第5条の規定により読み替えて適用する契約規則第6条第1項及び特例契約規則第6条」とする。

(中小企業者参加奨励契約への準用)

第5条 第2条及び前条の規定は、中小企業者参加奨励契約を締結する場合において準用する。この場合において、同条中「特例契約規則第5条の規定により読み替えて適用する契約規則第6条第1項及び特例契約規則第6条」とあるのは、「特例契約規則第5条の規定により読み替えて適用する契約規則第6条第1項及び特例契約規則第11条において準用する特例契約規則第6条」と読み替えるものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。